

教第 38 号議案

神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則の一部を改正する規則に関する市民意見公募手続きの実施について

神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則の一部を改正する規則に関する市民意見公募手続きを実施するに当たり、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 8 条の 2 の規定に基づき提示すべき意見を別紙のように決定する。

令和 4 年 10 月 20 日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 高田 純

教 第 号
令和 年 月 日

神戸市長
久元 喜造 様

神戸市教育委員会
教育長 長田 淳

神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則の一部を改正する規則に関する
意見

令和4年10月 日付け文ス第1642号により、神戸市教育委員会に意見聴取のあった
神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則の一部を改正する規則に関する
市民意見公募手続きの実施については、異議ありません。

(担当：教育委員会事務局総務課)

文 ス 第 1 6 4 2 号

令 和 4 年 1 0 月 日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳 様

神戸市長 久元 喜造

神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則の一部を改正する規則に
関する市民意見公募手続きの実施についての意見聴取の件

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 8 条の 2 の規定に基づき、神戸市生涯学習
支援センターその他の施設条例施行規則（令和 2 年 3 月規則第 97 号）の一部を改正する
規則に関する市民意見公募手続きを実施するに当たり、神戸市教育委員会の意見を聴取
します。

（担当：文化スポーツ局スポーツ企画課）

神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則の一部を改正する規則に関する市民意見公募手続きの実施について

意見公募手続きについて

- ・意見募集の期間：令和4年12月5日（月）～1月4日（水）[予定]
- ・改正内容：別紙参照

「神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則の一部改正」について（概要）

1. 改正の趣旨

神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例施行規則（以下「規則」という。）別表で規定している附属設備のうち、オーバーヘッドプロジェクタ及びスライド映写機を使用対象から除くため。

2. 改正案の概要

規則別表の文言削除

「オーバーヘッドプロジェクタ」「スライド映写機」の削除

3. 施行予定日

令和5年3月